

鶴見公会堂への荷物搬入の手順について

(西口ショッピングモール利用)

鶴見警察署交通課総務係より連絡があり、西口ショッピングモールへ車を乗り入れる場合は、警察署の通行許可証が必要です。

※利用時における「車止め枠・鍵・南京錠の破損・紛失・盗難が発生した場合は、利用者の責任において対応願います。

(初期対応は行いますが、その後の対応については利用者で行ってください)

手順

1. 鶴見警察署交通課に「通行禁止道路通行許可申請書・通行許可証」の申請を行う。
即日交付ができない場合がありますので、事前に申請するようにしてください。

申請に必要な書類等(公会堂利用申請時にお渡しします)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 「通行禁止道路通行許可申請書・通行許可証」
(2通複写、鶴見公会堂、警察署にあります。提出時には証紙代金がかかります。)② 「公会堂への荷物搬入届出書」(2通、鶴見公会堂にあります。)③ 車検証のコピー(2通)④ 主たる運転手の運転免許証のコピー(2通) |
|--|

2. 「通行許可証」の交付を受けたら、


「公会堂への荷物搬入届出書」を遅くとも10日前までに、フーガ1防災センタと公会堂に持参してください。

ツルミフーガ1防災センタは、当ビル2階にあります。(男子トイレ前のドアを開けてください)

※「通行許可証」の交付を受ける前の特別扱い

車の種類等(レンタカー利用により不明等)、運転者名が確定できない場合、通行許可証の交付が遅くなる場合があります。この場合は、「公会堂への荷物搬入届出書」に(未)と表示して、遅くとも10日前までにフーガ1防災センタと公会堂に持参してください。

3. 搬入・搬出時は、運転席のフロントガラスに「許可証」を提示してください。

①  車止め(旧)については、届出書に記載された時間に防災センタで開・閉施錠します。

②  車止め(新)は、ご利用者での開閉となります。

午前8時45分以前の車乗入については、利用者が「フーガ1防災センタ」から鍵を借用し、「車止め(新)」を開錠して下さい。車乗り入れ後は必ず元の位置に戻し施錠して下さい。

鍵は、速やかに「フーガ1防災センタ」に返却して下さい。(8時45分以降の利用は公会堂)

搬出時は、「公会堂」にて鍵を貸出します。「モール車止め鍵貸出票」に記入し、鍵を借り「車止め(新)」開錠して下さい。開錠後速やかに鍵を公会堂に返却して下さい。

「車止め(新)」の開閉はその後に行ってください。

・鍵貸出返却時においても「モール車止め鍵貸出票」に記入して下さい。

- ③ 搬出・搬入終了後、車を固定又はモールから出した場合は、速やかにフーガ1防災センタ・公会堂へ連絡して下さい。<フーガ1防災センタ:571-6111 公会堂 583-1353>

※モール利用は原則駐車はできません。荷物搬出入後直ちに車を移動してください。

公会堂への荷物搬入届出書

ツルミフーガ1防災センター様
横浜市鶴見公会堂様

鶴見警察署への「通行禁止
道路通行許可申請書」の申請

済
未

利用日の10日前までに提出。
※通行許可証が交付されていない時は「未」に○表示をして提出。

使用団体名 _____

届出者 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

使用日時 月 _____ 日 _____ () _____



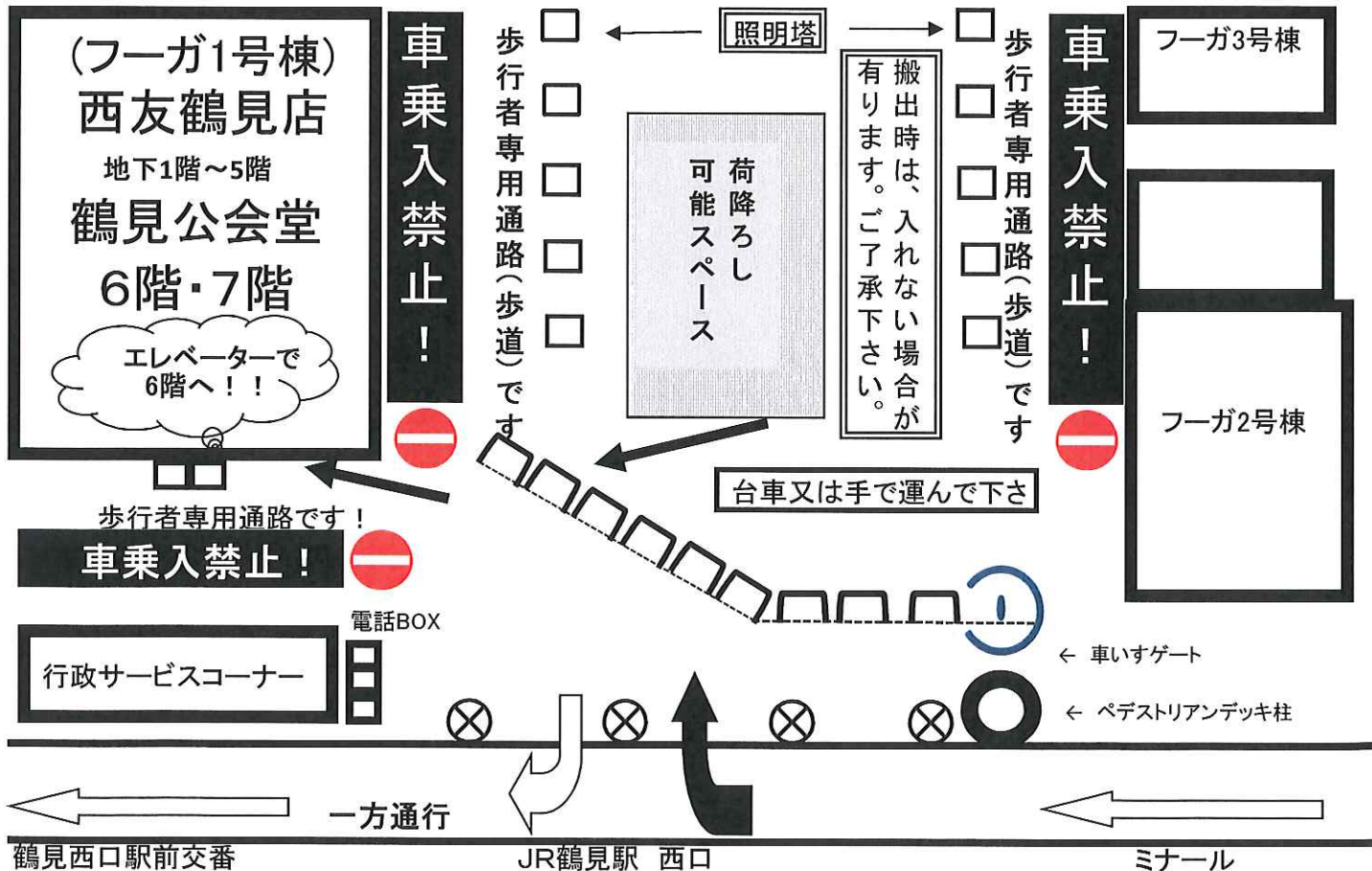
搬入時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

搬出時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

車両台数 _____ 台

- この用紙での事前の届出が無い限り、モールへの車両乗り入れは出来ません。
 - 搬入時間は、原則西友開店前の午前8時~9時までに終了する様にお願い致します。
 - 搬入及び搬出が終了後、速やかにツルミフーガ1防災センター、公会堂宛来所又は電話で連絡をしてください。警備:571-6111 公会堂:583-1353
 - ツルミフーガ1防災センターは、当ビル2階にあります。(男子トイレ前のドアを開けてください)
- ※駐車場利用については、西友鶴見店 045-575-7711 へお問い合わせください。
駐車料金は、駐車券に「公会堂の認印」がある場合は1時間210円、「公会堂の認印」なき場合は1時間840円になります。
※又は近隣のコインパーキングをご利用ください

防災センターは申込受付後、コピーを必ず渡してください。



鶴見西口駅前交番

JR鶴見駅 西口

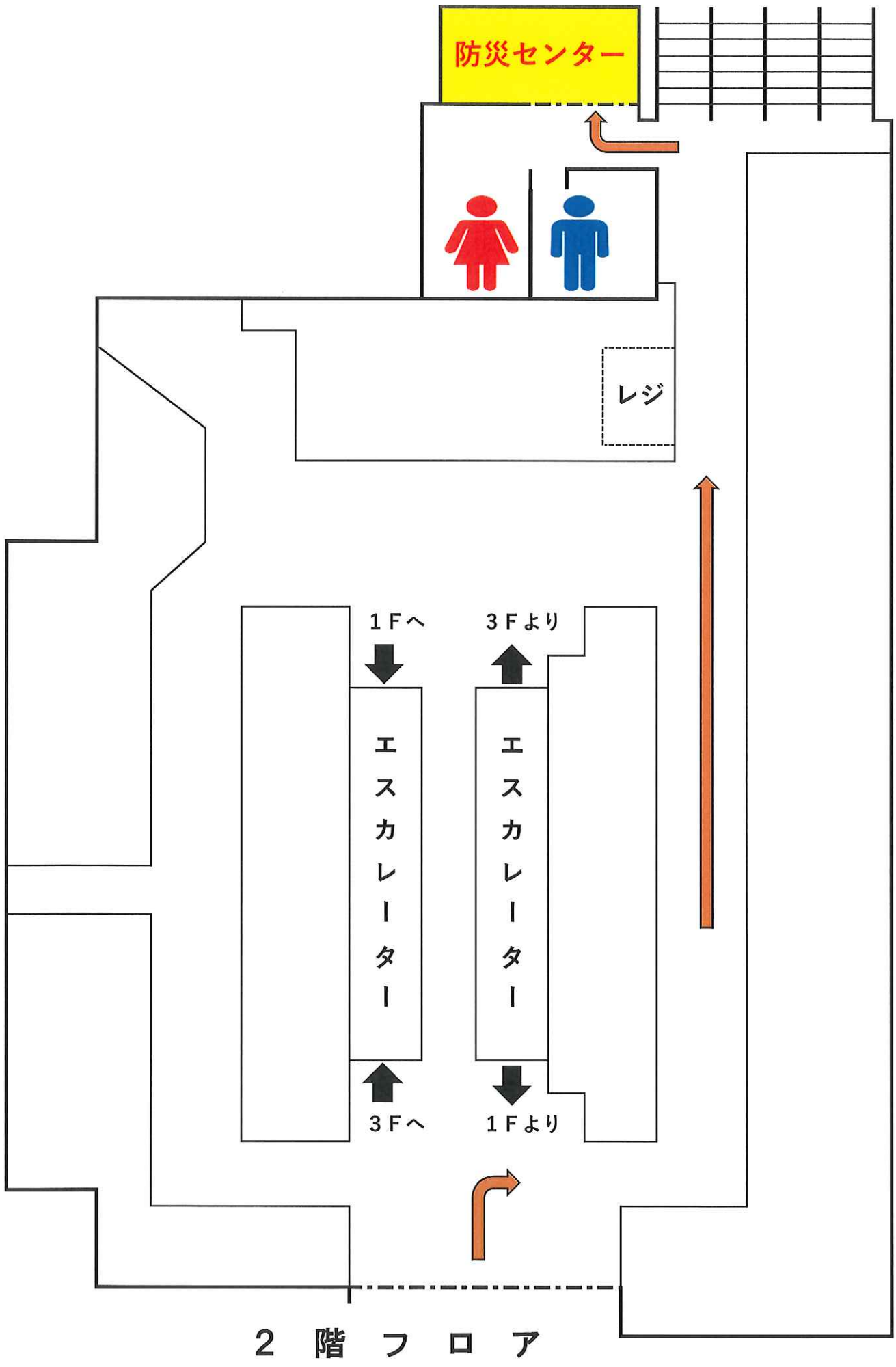
ミネラル

⊗ 車止め(旧)

⌒ 車止め(新)

... フーガ1防災センターにて開閉する

... お客様にて開閉する(鍵は公会堂)



防災センター



レジ

1Fへ

エスカレーター

3Fへ

3Fより

エスカレーター

1Fより

2階フロア

年 月 日			収第 号	
署(隊長)	副署(隊長)	次 長	課(中隊長)	課(隊)員

別記様式第一の三 (第五条関係)

通行禁止道路通行許可申請書			
年 月 日			
警 察 署 長 殿			
住 所			
申 請 者 氏 名 ㊟			
電 話			
住 所			
主たる運転者 氏 名			
車 両 の 種 類		番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
運 転 の 期 間	年 月 日	時 から	年 月 日 時 まで
通 行 し よ う と す る 通 行 禁 止 道 路 の 区 間			
や む を 得 な い 理 由			
第	号	通行禁止道路通行許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日			
警 察 署 長 ㊟			

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

通行禁止道路通行許可申請書

年 月 日

警察署長殿

住所
申請者 氏名 印
電話
住所
主たる運転者 氏名

車両の種類	番号標に表示されている番号
運転の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
通行しようとする通行禁止道路の区間	
やむを得ない理由	

第 号

通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

警察署長 印

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。